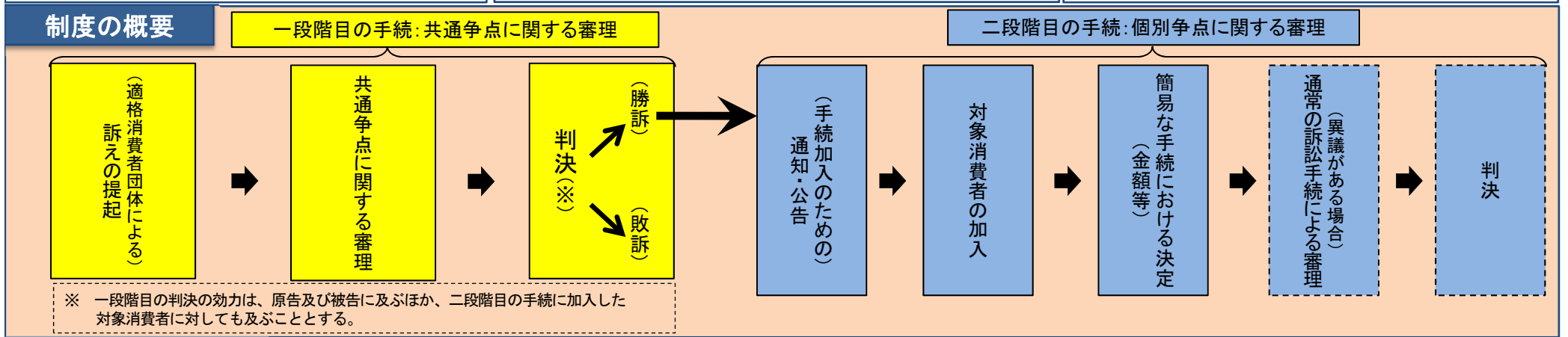


消費者のための新たな訴訟制度の創設について

(消費者委員会集团的消費者被害救済制度専門調査会報告書の概要)

背景・経緯	消費者被害の実態及び新たな訴訟制度の必要性	新たな訴訟制度の枠組み
<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者庁及び消費者委員会設置法附則 <p>6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め<u>多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度</u>について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(施行日：平成21年9月1日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費生活相談の件数は、2009年度で約90万件と依然として高い水準。中でも<u>取引に関する件数が全体の約86%</u>。 ● 被害金額は少額が多い。ただし、事案によっては少額にとどまらないとともに、比較的高齢者層に被害が発生。 ● 現行の<u>訴訟制度の利用には相応の費用・労力を要する</u>ところ、消費者と事業者との情報の質及び量並びに交渉力の格差等から、個々の消費者は実際に被害回復のための行動をとることが少ない。 <p>→ <u>消費者の有する請求権の実効性を確保</u>する観点から、できる限り<u>消費者の請求権を束ねて訴訟を進行</u>することができる新たな訴訟制度を創設。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 二段階型の訴訟制度：<u>一段階目の手続で共通争点に関し判決を得た後、個々の消費者が二段階目の手続に加入</u>し、最終的には個々の消費者の権利の有無・内容について判決。 ● なお、紛争の一回的解決を図ること等、いわゆる<u>オプト・アウト型※の制度の長所ないし利点をできる限り加味</u>して制度設計(具体的には、通知・公告における事業者の協力)。 <p>※ 手続からの離脱を自ら申し出ない限り、判決の効果が対象消費者に有利にも不利にも及ぶ制度。</p>



主な論点		
手続追行主体	<ul style="list-style-type: none"> ・適格消費者団体: 消費者契約法に基づき内閣総理大臣が認定(認定要件について所要の見直し) ・消費者庁の監督の下、適格消費者団体が費用等の支払を受けることができるよう手当て 	<p>対象事案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約に関する財産事案を中心に適切な範囲を選定 <ul style="list-style-type: none"> ・契約締結場面に関する虚偽又は誇大な広告・表示に関する事案 ・同一の方法による不当勧誘事案 ・契約内容の不当性に関する事案 ・同一の瑕疵等が存在する場合における商品・役務の品質に関する事案 ※ 個人情報流出事案は基本的に対象となると考えられるが、慎重に検討すべきとの指摘も ※ 有価証券報告書虚偽記載等に係る事案は、金融商品取引法との整合性等にも配慮しつつ引き続き検討が必要
通知・公告	<ul style="list-style-type: none"> ・適格消費者団体が行う ・相手方事業者も個別通知に必要な情報の提供等、<u>一定の協力(例: 名簿の提供等)</u> 	